

平成28年11月30日

建設業関係団体 各位

長崎県土木部
建設企画課長



公共工事における事故防止の徹底について

貴団体各位におかれましては、日頃から公共工事の事故防止対策について傘下の各団体員へご指導頂いていることと存じます。

また、先般地下埋設物破損事故防止に対するお願いをさせていただきました。

これに合わせた特記仕様書の改訂に伴い、新たな契約工事等においては、受発注者ともに埋設物の事前確認等をより確実に行之、埋設物の破損事故防止に取り組んでいただいていると思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

なお、前回通知の時点では、「休業4日以上労働災害が本年度は発生していません。」と案内しておりました。しかしながら、その直後の11月12日に県北振興局発注の道路舗装工事において、一般車両の誘導を行っていた交通誘導警備員が、転圧作業で後進してきたタイヤローラーに接触転倒し両足を轢かれ骨折するという重大な労働災害が発生しました。

事故の直接原因は、被災者のタイヤローラーに対する注意不足や運転手の後方確認不足などが考えられます。しかし、根本的な原因は、車両系建設機械（本例ではタイヤローラー）を用いる作業において、監視員や誘導員を配置していなかったことにあり、安全管理措置が不適切であったと思われます。施工計画書には「重機・車両等を後退させる時、作業員等に接近する際は、誘導員の誘導及び合図に従う。」との記述がありましたが、遵守されていませんでした。

貴団体におかれましては、同様の事故を防止するために、傘下の各団体員に対し、車両系建設機械を使用する現場において、適切に監視員、誘導員の配置がなされるようご指導、注意喚起の徹底をお願いいたします。

担当課：土木部建設企画課
技術情報班
TEL095-894-3023